

～人と社会を地域でつなぐ～

奈良県

地域生活定着
支援センター



地域生活定着支援センターについて

刑務所などの矯正施設には、福祉のサービスが必要な高齢者や障害者も入所しています。

これらの人の中には、罪を償い矯正施設を退所した後も、自力では必要な福祉サービスなどにたどり着けず、罪を繰り返して矯正施設に戻るケースもありました。

一方、これらの人が矯正施設を退所後、すぐに必要な福祉サービスの利用ができれば、再犯を防ぐことが可能です。

そこで、これらの人を支える仕組みとして「地域生活定着支援センター」が各都道府県に設置されることになりました。

平成 23 年に設置された「奈良県地域生活定着支援センター」は、刑務所などを出所して奈良県への帰住を希望する人々に対して入所中から本人がどのような生活を望んでいるかなどを把握し、矯正施設を退所後すぐに必要なサービスを利用できるよう、関係機関と事前に調整を行い支援体制を整えるとともに、退所後のフォローアップも行います。

「奈良県地域生活定着支援センター」は、本人が地域の中で安心して自立した生活ができるよう「支援を必要とする人と福祉サービスの架け橋」の役割を担っています。

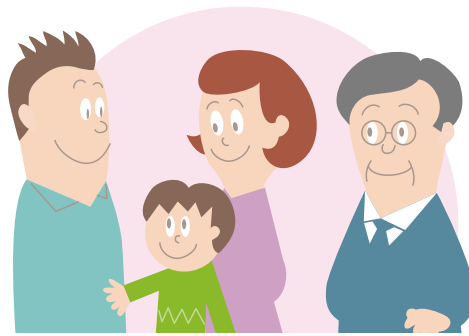


矯正施設等からの出所者の中には、福祉の支援を必要としている方もいらっしゃいます。

奈良県地域生活定着支援センターは、保護観察所などと協働して、関係機関と連携をとりながら、矯正施設を退所した方の支援を行います。

保護観察所など関係機関と連携し、
福祉の支援を必要としている矯正施設を退所した方へ支援を行います。

本人・家族・関係者



司法機関

- 矯正施設 (刑務所、少年院等)
- 保護観察所
- 更生保護施設

帰住予定の市町村

福祉サービスの利用窓口

- 住民票
 - 国民健康保険
 - 生活保護
 - 障害者手帳の申請
 - 介護保険
- ……等

相談

奈良県
地域生活定着
支援センター

調整
依頼

面接
(事前調査)

相談

コーディネ
ーター

利用
調整

警察署・家庭裁判所

連携

受入先
調整

関係機関

- 医療機関
 - 弁護士会
 - 保護司会
 - ハローワーク
 - 障害者就業・生活支援センター
 - 社会福祉協議会
 - 自立支援協議会
- ……等

連携
(相談・助言)

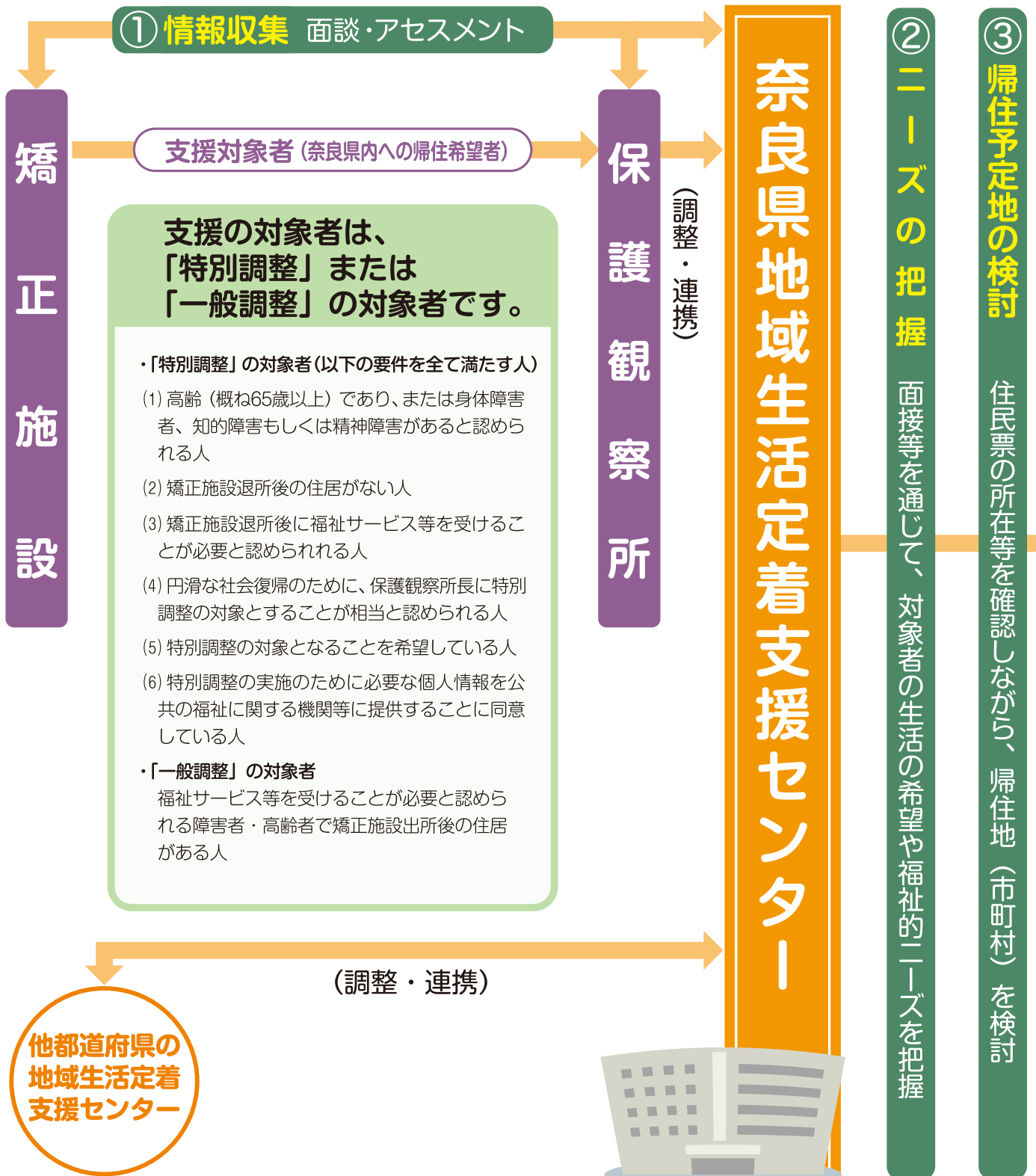
福祉事業者



- 高齢者施設
 - 地域包括支援センター
 - グループホーム
 - 障害者支援施設
 - 日中活動支援事業所
 - 相談支援事業所
 - 就業・生活支援センター
 - 居宅介護事業所
 - 救護施設
- ……等

主な支援の流れ

◎奈良県地域生活定着支援センターでは、①～⑥の支援を行っています。



④ 支援計画の作成

対象者のニーズに繋がる資源の調整・開拓

主な福祉サービス

高齢者福祉

連携

- 行政・福祉事務所
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所
……等

- ◎ 高齢基礎年金の手続き
- ◎ 要介護認定の手続き

受入先

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
……等

障害者福祉

連携

- 行政・福祉事務所
- 相談支援事業所
- 就業・生活支援センター
……等

- ◎ 障害者手帳の手続き
(身体・療育・精神保健福祉)
- ◎ 障害基礎年金の手続き
- ◎ 障害福祉サービスの手続き

受入先

- グループホーム
- 日中活動支援事業所
……等

生活保護・生活困窮

連携

- 行政・福祉事務所

- ◎ 生活保護・生活困窮に関する相談

受入先

- 救護施設
……等

一時保護

- 更生保護施設
- 婦人相談所
- シェルター機能を有する施設
……等

⑤ 関係機関との合同支援会議の開催

情報の共有、役割分担、福祉的支援を確認

(出所)

関係機関

- 行政
- 福祉事務所
- 保護観察所
- 福祉事業所
- 相談支援事業所
- 就業支援事業所
- ハローワーク
- 医療機関等
- 法テラ

⑥ フォローアップ

サービス提供事業所・関係機関との連携及びバックアップ
利用開始後の対象者の状況確認

施設入所・在宅サービス利用(社会生活の開始)

※出所後本人による手続きが必要な場合があります。

コーディネート（前ページの①～⑤）

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中から支援対象者に対して、福祉サービス等のニーズの把握、住居先の調整や福祉サービスの申請支援等を行います。

具体的には…

- 居住先調整のために
 - 対象者と面接し、必要な福祉サービスの把握、確認
 - 受け入れ可能な施設や住居の選定、契約手続きの支援・調整
 - 関係する行政・司法機関、福祉団体等との連携・調整
- 福祉の支援を受けるために
 - 障害者手帳申請準備（身体・療育・精神保健）
 - 要介護認定の申請準備
 - 障害福祉サービス申請
 - 年金、生活保護に関する調査
 - 必要に応じて成年後見制度の利用 等

フォローアップ（前ページの⑥）

矯正施設出所後も支援対象者が地域や受入先事業所でより良い生活を送れるように、生活状況の確認や必要な助言を行います。

具体的には…

- 生活保護申請
- 受入先事業所の訪問や生活状況の確認
- 入所者の要請による支援
- 福祉サービス等の助言
- 合同支援会議の実施 等

相談支援（随時）

矯正施設を退所した方の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、助言や必要な支援を行います。

具体的には…

- 親族・福祉関係事業所・更生保護施設等からの相談を受け、関係機関への橋渡し
- 福祉サービス利用等の助言、申請支援 等

その他

円滑かつ効果的に推進するために、研修会や広報活動等を行います。

具体的には…

- 福祉専門職及び関係者の研修会等の実施
- 広報活動

Q1

刑務所を出所した人で福祉的支援が必要な人とは、どのような人ですか。

A

家族にも、支援者にも、学校教育にも恵まれず、福祉の網の目からもこぼれ落ちてしまった高齢者・障害者が、生きて行くために、又その特性が故の生きにくさから罪を犯してしまう実態があります。犯罪だけではなく、その背景や生活歴に目を向けると、福祉の支援が必要な方であることがわかります。

Q2

罪を犯した人を地域で受け入れていくにはどのような支援が必要ですか。

A

犯罪に至った背景や要因、障害の特性の情報を行政・福祉事業所や関係する方々と共有し、ネットワーク体制を整えて、チームで見守り、支援していくことが大切です。



支援の流れの例

例：30代男性 知的障害の疑い

